

令和2年6月10日

令和2年10月7日改定

# 新型コロナウイルス感染予防対策 ガイドライン

～感染拡大防止への取り組み～



公益社団法人 東京都柔道整復師会

# 感染予防対策ガイドライン ～感染拡大防止への取り組み～

## はじめに

この度、(公社)東京都柔道整復師会では、「新しい日常」に於ける会員施術所の継続を目的として、新型コロナウイルス感染拡大予防のために【感染予防対策ガイドライン】を策定いたしました。

つきましては、患者・会員・会員家族・スタッフ、そして施術所の安心安全の為に、ご活用くださるようお願いいたします。

## 目次

P1 : 患者に対する感染予防対策

P2 : 会員・スタッフに対する感染予防対策

P3~4 : 施術所自体の感染予防対策

P5 : 感染者発生時の対策

P6 : (公社) 東京都柔道整復師会への  
報告・連絡・相互確認

### 【患者への留意事項】

1. 風邪の症状や37.5° C以上の発熱が4日以上続いていないか
2. 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がないか
3. 高齢者又は基礎疾患のある方で上記の症状が2日程度続いていないか

※症状が疑われる方が来院した際には、最寄りの「帰国者・接触者相談センター」

保健所：電話\_\_\_\_\_ に必ず連絡する（保健所：電話番号は事前確認が必要）

# 1. 患者に対する感染予防対策

## (来院時における対策)

### ① マスクの着用

- ・マスク着用を徹底する為の周知を図る  
(来院時マスクを着用していない方に対しては、マスクの配布などに努める)

### ② 手指の消毒

- ・入口や施設内各所に消毒備品等を設置し、患者・来訪者の手洗いや手指消毒(場合により靴底消毒)の徹底を図る
  - ・帰る際の手指消毒を推奨する
  - ・手で目・鼻・口を触らないよう周知を図る
- COVID-19 はエンベロープ(脂質性膜)を有するウイルスなので、アルコール(エタノール濃度 60~90%、イソプロパノール 70%を推奨)を用いた手指消毒が有効である

#### \*参考資料

Q. 70%以下のエタノールでも新型コロナウイルスの消毒は可能ですか？

A. 70%濃度のエタノール消毒液の使用を推奨しますが、現状の新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、エタノール消毒液に需要に対して供給が追いつかない事態が発生しております。新型コロナウイルスに対しては、60%台のエタノールによる消毒でも一定の有効性があると考えられる報告があり、70%以上のエタノールが入手困難な場合には、60%台のエタノールを使用した消毒も差し支えないと考えます。ただし、エタノールは一般的に開封後に濃度が低下しやすいことに留意してください。

(参考)米国疾病管理予防センター(CDC)の主な見解(令和2年3月14日)

CDC はアルコール手指消毒液の使用に関して、60%以上のエタノール、もしくは70%のイソプロパノールを、手指衛生の好ましい形態として推奨する。

### ③ 検温

- ・入室前（あるいは施術を受ける前）の検温の徹底を図る
  - 1) 37.5℃以上は施術をお断りする
  - 2) 37.5℃以上を検測した場合
    - ・検温したスタッフは、早急に手洗い・うがい・洗顔・マスクの交換・手指と検温器のアルコール等による消毒を可及的速やかに行う（非接触型体温計の使用を推奨する）
  - 3) 患者には自宅での体温測定を要請し、翌日以降に電話にて、その後の経過を伺うこととする
  - 4) 体温は患者の個人情報にあたるため、院内で大きな声で読み上げ等を行わず、プライバシー保護の観点を大切にして本人に計測結果をお伝えするようにする

### ④ その他

- ・大声の会話を慎むよう周知する
- ・体調変化がある場合は相互連絡をする（患者⇄接骨院）

## 2. 会員・スタッフに対する感染予防対策

### (1) 会員・スタッフの日々の確実な体調管理

- ①会員・スタッフが使用する白衣のこまめな洗濯を徹底する
- ②会員・スタッフにマスク、手指の消毒（流水による手洗い）、検温を徹底する
- ③目の粘膜保護  
ウイルスを含む飛沫等が目の粘膜に付着する事でも感染するため、飛沫から目を守る事も予防に於いて有効である。PPE(アイシールド付きサージカルマスク、あるいはサージカルマスクとゴーグル/アイシールド/フェイスガードの組み合わせ)装着が望ましいが、用意できない場合はメガネ(レンズがあれば伊達メガネも可)を着用することで、不完全ながらも保護することができる。
- ④出勤前の検温や新型コロナウイルス感染症を疑われる症状の有無を確認させ、毎日の報告を徹底する
- ⑤体調不良の場合は休養を促し、勤務中に体調不良となった場合には、直ちに帰宅させ自宅待機とする
- ⑥会員・スタッフや事業の関係者が体調不良を申し出た場合や濃厚接触の疑いがある場合には、必要な検査の受診を勧める

## (2) 会員・スタッフの施術における対策

- ①会員・スタッフに対して、勤務中のマスク着用を促すとともに、各所に消毒備品等を設置し、流水による手洗いや手指消毒を徹底させる
- ②会員・スタッフ間で、できるだけ2 mの距離を保てるようにする
- ③施術前に手指の消毒をした後、施術後の消毒まで目や鼻などの顔やマスクに触らないようにする
- ④施術した患者ごとに毎回の手指アルコール等による消毒、定期的なうがい、流水による手洗いの徹底

## 3. 施術所自体の感染予防対策

### (1) 施術室・待合室における対策

- ①患者の間隔（できるだけ2 m）を空ける
  - ・場合により位置の目印を付すなどで混雑を防ぐ
  - ・待合室での3密（密閉・密集・密接）にならないよう十分留意する
- ②換気
  - ・換気扇を稼働させる。または扉や窓などを解放する
  - ・扇風機やサーキュレーター等を使用し建物や施設内の空気の循環を行う
  - ・空気清浄機、空気清浄機能付きエアコンなどの機器を使用し空気清浄を行う

※窓を開ける場合は、2方向を開けると効果的（部屋の対角線上、高い位置と低い位置等）

※一般のエアコンや扇風機は、空気が循環しているだけで換気にならないので注意
- ③衣類・タオル・空間等の消毒・清浄
  - ・オゾン発生装置・空気清浄機・空気清浄機能付きエアコン等を使用し、建物や施設内の衣類・タオル・空間等の消毒・清浄を図る（必ず換気を併用すること）

#### ④待合室・施術スペースに関するすべての備品の消毒

- ・待合室・施術室の定期的な消毒を行う
- ・待合室・施術室での3密（密閉・密集・密接）にならないよう十分留意する（患者同士が近距離になりすぎないように間隔の調整を図る）
- ・直接触れる様々な機器・器具・導子等の消毒を徹底する
- ・使い捨て可能なものを可能な限り使用する
- ・施術ベッドに使用するタオル等は、施術ごとにその都度交換を徹底する
- ・かけるタオルは、毎回アルコールスプレー等で消毒する
- ・顔枕・足枕は、施術ごとに消毒を徹底する
- ・ストレッチポール等を用いた場合は、その都度消毒を徹底する

#### ⑤空間の間仕切り

施術室・待合室内をカーテンやパーテーションなどを用いて空間の間仕切りを行い飛沫感染を避ける

### (2) 更衣室・休憩時等における対策

- ①更衣室・休憩室の規模に相応しい人数以上の入室を制限し、休憩する際も対面での食事や会話をしないよう図る
- ②特に、屋内の休憩スペースについては、座席間のスペースを十分にとり、できる限り換気、空気清浄機・換気機能・空気清浄機能付きエアコンなどの機器を使用して空気の換気・循環・清浄を図る

### (3) トイレ・バックヤードの対策

- ①施術前・中・後の清掃・除菌を通常以上に行う
- ②適時、手袋・マスク着用の上、定期的に拭き上げ除菌を徹底する
- ③ペーパータオルを設置する（共用タオルの使用は中止）
- ④洗面所の水道・トイレ・出入口のドアノブなど、不特定多数が触れる箇所のこまめな清掃・除菌の実施を徹底する（最低推奨回数：2時間に1回）
- ⑤定期的に便器（男性用小便器など）及び周辺の清掃・除菌を徹底する

#### (4) ごみの廃棄対策

- ①鼻水、唾液などが付いたマスク等のごみは、ビニール袋に入れて紐を縛るなど密閉した上で廃棄を徹底する
- ②ごみ収集の際に手袋・マスクの着用とともに、手袋・マスクを脱いだ後に石けんと流水による手洗い・手指消毒を徹底する

#### (5) 清掃・除菌対策

施設内外に於いて、上記以外にも不特定多数の人が触れる場所・器具等（ドアノブ等）は、それぞれの器具類にあう消毒液等を用いてこまめに清掃・除菌を徹底する

#### (6) その他

- ①施術所内の壁紙・床材を抗菌仕様にする等、除菌仕様を図る
- ②施術所及び医療機器等に除菌施工を図る
- ③施術所内の換気工事・空気循環工事等を行い、施術所内の換気・空気循環能力の向上を図る

## 4. 感染者発生時の対策

### (1) 通院患者が感染していた場合

※術者・患者双方がマスク装着し、手指の消毒を徹底していれば即濃厚接触者にはあたらない

- ①感染者や感染の疑いがある者が発生した場合に速やかに対応できるよう、所轄の保健所との連絡体制を事前に整える
- ②濃厚接触者や来訪者等に対して、後日連絡や情報提供できるよう、氏名・連絡先（電話番号・メールアドレス）等の把握に努める
- ③施術所から保健所へ通告する
  - ・求められる情報を速やかに開示する
  - ・保健所の指示に従った上で、必要となれば早い段階で休業を決定し、関係者へ周知を図る
  - ・入手した個人情報については、目的外の使用を行わないことや一定期間経過後に削除することを徹底する



## (2) 会員・会員家族・スタッフが疑感染者の場合

以下の①・②の症状が継続している場合は感染の疑いがあるので、まずは4日間の出勤を停止

- ①風邪の症状や 37.5℃以上の発熱が4日以上続いている  
(解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます)
- ②強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある

- ➡4日間で症状改善なければ、スタッフと連携を図りながら相談センターへの相談、保健所への相談、医科受診を行い各指示に従う
- ➡症状改善後2日間無症状であれば出勤再開

## (3) 会員・会員家族・スタッフから感染者が発生した場合

- ・PCR検査等で会員・会員家族・スタッフから感染が確認された場合は、保健所等の指示に従い、一定期間休業する
- ・休業期間について、所轄保健所により指揮の有無が異なる場合は、協議により意志疎通を図る

## (4) 施術所の再開

- ・保健所等の指示に従い再開する
- ・専門業者による店舗消毒が必要なので対応を確認しておく

## 5. (公社) 東京都柔道整復師会への報告・連絡

万が一、会員施術所で感染者・疑感染者が発生した場合には、支部長を通して(公社) 東京都柔道整復師会への報告・連絡・相互確認をお願い致します。